

平成13年3月22日農林水産省告示第445号（農産物検査法施行規則の農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件）の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集について

令和元年5月18日  
農林水産省政策統括官

この度、「平成13年3月22日農林水産省告示第445号（農産物検査法施行規則の農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件）の一部を改正する告示案」について、広く国民等から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

## 記

### 1 意見公募の趣旨・目的・背景

平成13年3月22日農林水産省告示第445号（農産物検査法施行規則第20条の農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件）の一部を改正する告示案について、広く国民等から意見・情報を募集し、提出いただいた意見・情報を考慮しつつ、本告示案を決定することを目的に行うものです。

### 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

農林水産省政策統括官付穀物課において配布及び農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp>）において掲載

### 3 意見・情報の提出方法

#### (1) インターネットによる提出

(2) 郵便 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省政策統括官付穀物課  
農産物検査担当

(3) ファクシミリ 03-6744-2523

### 4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けできませんのでご了承ください。

個人は住所・氏名・電話番号・メールアドレスを、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは公表する場合がありますのでご了承ください。

公表の際に匿名を希望される場合は、意見等提出時にその旨お書き添えください。

提出いただいた個人情報については、お問い合わせ内容の確認等のご連絡に利用いたします。なお、これらの情報はご意見等の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

### 5 意見・情報の提出の締切日

令和元年6月16日（郵便の場合は消印有効）

### 6 公示資料

(1) 平成13年3月22日農林水産省告示第445号（農産物検査法施行規則の農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件）の一部を改正する告示案の概要

(2) 平成13年3月22日農林水産省告示第445号（農産物検査法施行規則の農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件）の一部を改正する告示案の新旧対照表